

議案第 25 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 27 日提出

上越市長 小 菅 淳 一

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和 47 年上越市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「969, 200 円」を「996, 300 円」に改め、同条第 2 号中「731, 400 円」を「751, 900 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。